

I P 通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年6月18日現在

～2021年6月17日

2021年6月18日～

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附 則（令和元年11月25日 N S 企第00571454号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。

（経過措置）

2（略）

3 令和元年12月10日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約者からその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて3年の定期利用の申出（当社が指定する申込み方法に限ります。）があつて、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
（略）	（略）

(1)（略）

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附 則（令和元年11月25日 N S 企第00571454号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年12月10日から実施します。

（経過措置）

2（略）

3 令和元年12月10日から当社が別に定める日までの間に、第2種契約者からその第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて3年の定期利用の申出（当社が指定する申込み方法に限ります。）があつて、令和2年6月30日までにその利用が開始された場合は、その期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
（略）	（略）

(1)（略）

～2021年6月17日	2021年6月18日～
<p>(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>附 則（令和2年9月23日 P S 事推第00692343号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。</p>	<p>(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の<u>当月</u>、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>附 則（令和2年9月23日 P S 事推第00692343号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。</p>

～2021年6月17日

2021年6月18日～

(経過措置)

2 当社は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2、タイプ3からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
(略)	(略)

(1) (略)

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。

(経過措置)

2 当社は、令和2年10月1日から令和2年12月25日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2、タイプ3からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年3月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
(略)	(略)

(1) (略)

(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り、以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。

～2021年6月17日

2021年6月18日～

3～5 (略)

附 則 (令和3年1月12日 P S事推第00731431号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
(略)	(略)

(1) (略)

3～5 (略)

附 則 (令和3年1月12日 P S事推第00731431号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年1月25日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、令和3年1月25日から令和3年4月30日までの間に、タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約又は細目若しくは区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限り、タイプ1のコース1のプラン1-5、タイプ2からの細目若しくは区分の変更、又はタイプ8のコース1内における細目若しくは区分の変更を除きます。）と同時に3年の定期利用の申込みを当社が受諾し、令和3年7月31日までにその利用が開始された場合は、その定期利用期間における基本額については、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する基本額から同表に規定する額を減額して適用します。

区分	基本額の減額（月額）
(略)	(略)

(1) (略)

～2021年6月17日	2021年6月18日～
<p>(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>(2) 第2種契約者は、本項の定期利用期間満了の<u>当月</u>、翌月及び翌々月以外に定期利用の解除、定期利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第2種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））第15条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときは、当社が定める期日までに違約金として20,000円（不課税）を支払っていただきます。</p> <p>3～4 （略）</p> <p><u>附 則（令和3年6月15日 P S 事推第 00795473 号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>